

第162回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

新株予約権に関する事項

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

日本紙パルプ商事株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求を頂いた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会に置かまはしては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から、上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。

新株予約権に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2024年3月31日現在)

新株予約権の名称		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2011年6月29日	2012年6月28日	2013年6月27日
新株予約権の数		296,031個(注1)	362,867個(注1)	244,924個(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 29,585株 (新株予約権1個につき0.1株)	普通株式 36,268株 (新株予約権1個につき0.1株)	普通株式 24,483株 (新株予約権1個につき0.1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 236円	新株予約権1個当たり 218円	新株予約権1個当たり 262円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
権利行使期間		2011年7月21日から 2041年7月20日まで	2012年7月18日から 2042年7月17日まで	2013年7月17日から 2043年7月16日まで
行使の条件		(注2)	(注2)	(注2)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 32,592個 目的となる株式数 3,256株 保有者数 4名	新株予約権の数 45,716個 目的となる株式数 4,568株 保有者数 4名	新株予約権の数 37,500個 目的となる株式数 3,748株 保有者数 4名

新株予約権の名称		第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2014年6月27日	2015年6月26日	2016年6月28日
新株予約権の数		215,368個(注1)	217,511個(注1)	224,735個(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 21,530株 (新株予約権1個につき0.1株)	普通株式 21,746株 (新株予約権1個につき0.1株)	普通株式 22,465株 (新株予約権1個につき0.1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 274円	新株予約権1個当たり 301円	新株予約権1個当たり 296円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
権利行使期間		2014年7月17日から 2044年7月16日まで	2015年7月17日から 2045年7月16日まで	2016年7月16日から 2046年7月15日まで
行使の条件		(注2)	(注2)	(注2)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 34,288個 目的となる株式数 3,428株 保有者数 4名	新株予約権の数 40,717個 目的となる株式数 4,071株 保有者数 4名	新株予約権の数 54,546個 目的となる株式数 5,454株 保有者数 4名

(注) 1. 当社取締役及び執行役員に割り当てられた時点における総数を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

(1)新株予約権者は、上記の権利行使期間内において当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができる。

(2)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

3. 2017年10月1日付で普通株式を10株から1株とする株式併合を実施しているため、「新株予約権の目的となる株式の数」を調整しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての取締役会における決議内容、及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

【業務の適正を確保するための体制】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス徹底のための枠組みとして、「日本紙パルプ商事グループ企業理念」のもと、「日本紙パルプ商事グループ企業行動憲章」及び「日本紙パルプ商事グループ役員行動規範」を定め、経営者が率先垂範するとともに当社グループ全役員に周知を図り、コンプライアンスの徹底が企業活動の最重要課題であることをグループ内に浸透させる。
- ② グループ全体のサステナビリティへの取り組みの司令塔として、社長を最高責任者とする「サステナビリティ戦略会議」を設置するとともに、下部組織として各本部支社及び子会社から選任された委員によって構成される「OVOLサステナビリティ推進委員会」を設置し、各組織におけるサステナビリティ、コンプライアンス推進を図る。
- ③ 取締役会については、「取締役会規程」に則り適切な運営を行い、取締役間の円滑な意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- ④ 監査役は、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役の職務執行に対する監督強化を図る。
- ⑤ 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- ⑥ 法令違反や社内不正、企業倫理に違反する行為などに関しては、役員等が内部通報できる専用窓口を社内及び社外に設置し、「企業倫理ヘルプライン運営規程」に基づき運用を行う。
- ⑦ 財務報告の信頼性の確保に関しては、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等に対する適合性を確保する体制の整備・運用を推進する。
- ⑧ 内部監査部門として業務執行部門から独立して設置した内部監査室が、「内部監査規程」に基づき関連各部門と連携・分担しながら、当社グループの内部統制の整備・運用状況を継続的に監査し、社長へ報告する。
- ⑨ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求に対しては警察及び関係機関とも連携し、毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会、経営会議等経営に関する重要な会議の議事録や、稟議書等経営の意思決定に関する文書については、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理する。
- ② 情報管理については、「情報管理規程」において情報管理の基本指針、情報管理体制を規定し運用するとともに、機密情報及び個人情報の取り扱い、並びに社内情報システムの利用について、社内規程を定め適切に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制については「リスク管理基本規程」に基づき、「サステナビリティ戦略会議」の下部組織として「リスク管理委員会」を設置し、当社グループにおけるリスクの洗い出し、分析、評価、対応の優先順位付け、個別リスクの取り組み施策の策定を行い、リスクの低減に継続的に取り組む。
- ② 当社グループの経営や事業等に多大な悪影響を及ぼすおそれのあるリスクが顕在化した際は、「リスク管理基本規程」に基づき、社長を最高責任者とする「危機管理委員会」を設置し、緊急事態への迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大防止及び最小

化、危機の収束、再発防止を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」の定めに則り、取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行について意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。
- ② 当社グループの経営方針及び中期経営計画等の経営戦略に関わる事項、並びに業務執行に関する重要事項については、経営会議において十分な討議を経たうえで、取締役会で執行決定を行う。
- ③ 「取締役会規程」及び「執行役員規程」の定めに則り、取締役会において執行役員を任命するとともに、その業務分担を定め、業務執行の明確化を図り効率的な執行ができる体制とする。
- ④ 業務執行については、「組織及び職務権限規程」に基づき、それぞれの責任者が、適切かつ効果的な業務が可能となる体制を確保すると同時に、各部門の中期経営計画、予算の達成に向け具体策を立案し、実行する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの全てに適用する行動指針として、「日本紙パルプ商事グループ役職員行動規範」を定め、これを上位規範としてグループ各社で諸規程を定める。また、「サステナビリティ戦略会議」が当社グループ全体のコンプライアンスを統括・推進する。内部統制については、当社及び主要な子会社にプロセス代表、推進リーダーを置き、グループとしての内部統制推進体制を構築・推進する。
- ② 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に則り、その自主性を尊重しつつ、重要事案については、当社への事前承認制度による経営管理を行うものとし、必要に応じて当社取締役会での承認、報告を行うなど、グループとしての管理を徹底する。
- ③ 子会社は、「関係会社管理規程」に従い、当社の管理担当部署を通して財務状況を定期的に当社に報告する。また、重要事項及び災害や事故などの危機情報についても、適時に当社に報告する。
- ④ 当社の内部監査室は、当社グループ内の内部統制推進体制を支援するとともに、直接または間接的に、子会社における業務が法令、定款及び社内規程に適合し、かつ適切であるかについての監査を定期的実施する。また、監査の結果改善すべき点があれば、指導を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が監査役の業務補助のための使用人を置くことを求めた場合、監査役補助者を置くこととする。
- ② 監査役補助者の任命・異動等人事権に係わる事項については、監査役と協議のうえ決定するものとする。
- ③ 当該補助者が他部署を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制、並びに報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大なコンプライアンス違反またはそのおそれのある事項、またはそれらに準ずる事項を発見したときは、速やかに当社監査役に報告する。
- ② 子会社の監査役は子会社監査役連絡会等を通じ、当社監査役と情報及び意見の交換を行い、また、自社及び当社グループに重大な影響を与える事項につき、速やかに当社監査役に報告する。
- ③ 内部監査室は、内部統制評価結果及び内部監査結果を監査役に定期的に報告する。
- ④ 取締役、執行役員及び使用人は、企業倫理ヘルプライン制度の適切な運用を維持する

ことにより、内部通報の内容等法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

- ⑤ 上記①から④の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況について把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じていつでも、取締役、執行役員または使用人に説明を求めることができることとする。
- ② 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。

【運用状況の概要】

① コンプライアンス体制

- ・「日本紙パルプ商事グループ企業行動憲章」及び「日本紙パルプ商事グループ役職員行動規範」については、イントラネットへの掲示やグループ報への掲載、階層別研修などを通じてグループ内役職員への周知を図っております。また、内部監査室は、これらが周知されていることを定期的に確認しております。
- ・コンプライアンス意識の更なる徹底とコンプライアンス実践に必要な知識・情報の周知を図るため、イントラネットやグループ報を活用して定期的に情報を発信するとともに、階層別、テーマ別の研修やeラーニングなどの教育プログラムを継続的に実施しております。なお、具体的な計画及び実施状況については、社長を最高責任者とする「サステナビリティ戦略会議」において策定、報告を行っております。
- ・内部通報体制については、外部機関にグループ会社共通の通報窓口を設置し、役職員による法令違反や社内不正、企業倫理に違反する行為について、匿名で通報できる体制を敷いており、通報者の保護に十分な注意を払い対応しております。通報内容及びその対応については、定期的に代表取締役及び監査役に報告しており、また、内部監査室がその運用状況を定期的に監視しております。
- ・内部監査室は、当社および連結子会社に対して、業務監査と金融商品取引法に基づく内部統制評価を実施しております。業務の有効性・効率性を高め、全体方針の達成に寄与することを目的として内部監査を実施し、その結果を代表取締役、監査役会、及び各取締役に対して個別又は会議体において報告しております。また、指摘・提言事項の改善履行状況について、関連部門と連携してフォローアップを実施しております。
- ・当社は、2023年4月に、独立行政法人国立印刷局を発注者とする再生巻取用紙の入札に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、2024年3月に、同委員会より、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたと認定されました。当社は、同委員会に対して課徴金減免制度の適用申請を行い、過去の違反行為を自主的に申告するとともに、同委員会による調査に全面的に協力したことにより、排除措置命令及び課徴金納付命令のいずれも受けておりませんが、本件に関与していた事態を厳粛かつ真摯に受け止め、再発防止策を着実に実施するとともに、コンプライアンスの一層の徹底を図ってまいります。

② リスク管理体制

- ・管理本部本部長を委員長とする「リスク管理委員会」を定期的に開催し（2023年度は計9回）、グループ全体のリスクの低減及び個別リスクへの対応について、継続的に取り組んでおります。
- ・子会社は、当社の管理担当部署を通して財務状況を定期的に当社に報告しております。また、重要事項及び災害や事故などの危機情報についても、適時に当社に報告しております。

③ 職務執行の適正性及び効率的な職務執行

- ・取締役会は、2023年度は計18回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の業務執行の状況等の監督を行っており、活発な意見交換がなされております。また、これらの事項以外の業務の執行及びその決定については、経営会議等の下位の会議体及び各業務を担当する執行役員に権限委譲しており、効率的な職務執行が図られております。
- ・子会社における経営上の重要事項に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、当社への事前承認及び報告を義務付けております。このうち当社の「取締役会規程」に定める重要な事項については、当社取締役会において決議しております。
- ・取締役会は毎年、各取締役による取締役会の自己評価に加えて各監査役の意見も求め、これらに基づき取締役会の実効性評価を行っております。2023年度実施の評価においては、全取締役・監査役を対象としたアンケートを実施し、これに基づき取締役会にて審議をいたしました。その結果、構成面では、監査役を含む全役員11名のうち社外役員は6名(55%)、女性が4名(36%)と、社外・女性役員比率が共に上昇しました。また、審議内容については、前年に比べ、グループガバナンス、内部統制・リスクマネジメント、サステナビリティ・ESG等について、一層の審議の充実が図られ、運営面についても、社外役員に対する透明性のある情報提供がなされており、会議の場では自由闊達な意見が交わされているなど、取締役会の実効性は引き続き確保されていることを確認いたしました。一方で、取締役会に今後必要なスキルとして、DX、製造技術、品質・安全性管理等が、また審議においてより充実すべきテーマとして、グループガバナンス、内部統制・リスクマネジメント、サステナビリティ・ESGに加え、投資効果の検証、DX・人的資本等を含む経営戦略等が、認識されました。さらに、実効性向上のための課題として、付議事項のさらなる絞込みや報告事項の簡素化、投資家意見の取締役会へのフィードバック、事前説明の充実、資料共有方法の見直し等が挙げられました。

④ 監査役監査の実効性の確保

- ・監査役は、取締役会のほか経営会議、サステナビリティ戦略会議等の重要な会議にも出席し、また、業務執行部門との個別会合により業務執行状況の報告聴取、意見交換を行い、稟議・報告に関するすべての情報を閲覧し、代表取締役との連絡会においては会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について情報交換を行っており、これらのことを通じて監査の実効性を高めております。なお、監査役事務局を設置し、監査役の職務執行を補佐しております。
- ・子会社監査役からの報告聴取によりグループ会社の業務執行状況を把握するとともに、会計監査人及び内部監査室とも連携し、監査上の重要課題等について情報交換を行っております。

連結株主資本等変動計算書

[2023年4月1日から
2024年3月31日まで]

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	16,649	6,988	89,717	△4,944	108,410
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,736		△1,736
親会社株主に帰属する当期純利益			10,357		10,357
自己株式の取得				△6,989	△6,989
自己株式の処分		41		262	302
連結範囲の変動			35		35
合併による増加		1	24		25
連結子会社株式の取得による持分の増減		154			154
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	195	8,680	△6,728	2,148
当期末残高	16,649	7,183	98,398	△11,671	110,558

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その 他有 価差 金	繰延ヘ ッジ損 益	為替換 算調整 勘定	退職給 付に 係る累 計調整 額	その 他利 益計 額合 計			
当期首残高	6,947	△6	2,998	7	9,946	76	9,864	128,295
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△1,736
親会社株主に帰属する当期純利益								10,357
自己株式の取得								△6,989
自己株式の処分								302
連結範囲の変動								35
合併による増加								25
連結子会社株式の取得による持分の増減								154
株主資本以外の項目の連結会計年度 中の変動額（純額）	4,910	△4	2,138	△22	7,022	—	882	7,904
連結会計年度中の変動額合計	4,910	△4	2,138	△22	7,022	—	882	10,052
当期末残高	11,857	△10	5,136	△15	16,968	76	10,746	138,347

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項および連結の範囲または持分法の適用の範囲の変更に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 89社

(2) 主要な連結子会社の名称

(株)エコペーパー J P

コアレックス三栄(株)

コアレックス信栄(株)

Japan Pulp & Paper(Shanghai)Co.,Ltd.

Gould Paper Corporation

Ball & Doggett Group Pty Ltd

RADMS Paper Limited

連結子会社であったJP CORELEX(Vietnam)Co., Ltd. は、持分譲渡に伴い当連結会計年度末より連結の範囲から除外しております。

(3) 主要な非連結子会社の名称

大阪紙器工業(株)

(4) 非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、合計の総資産、売上収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

関連会社数 6社

(2) 持分法を適用した主要な関連会社の名称

松江バイオマス発電(株)、ナビエース(株)、東京産業洋紙(株)

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

大阪紙器工業(株)

(4) 当該非連結子会社及び関連会社に持分法を適用しない理由

当該非連結子会社及び関連会社については、それぞれ連結当期純損益及び連結利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Japan Pulp & Paper(U.S.A.)Corp.、Japan Pulp & Paper(Shanghai)Co.,Ltd.、Gould Paper Corporation、Ball & Doggett Group Pty Ltd他62社の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

②棚卸資産

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③デリバティブ取引 時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

a 建物（建物附属設備を除く）並びに機械装置及び運搬具

主として定額法。なお、1998年3月31日以前取得の建物（建物附属設備を除く）について、一部の国内連結子会社においては、定率法を採用しております。また、機械装置及び運搬具について、当社及び一部の国内連結子会社においては、定率法を採用しております。

b その他

主として定率法。なお、一部の国内連結子会社及び全ての在外子会社においては、定額法を採用しております。また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④使用権資産

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員賞与引当金

役員（専務及び常務並びに上席執行役員を含む）に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ④役員退職慰労引当金 一部の連結子会社の役員の退職慰労金支出に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。
- ⑤役員株式給付引当金 株式交付規程に基づく役員（専務及び常務並びに上席執行役員を含む）に対する当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生時の連結会計年度において一括費用処理しております。

(5)繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

(6)重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。為替予約等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を行っております。

(7)のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間（5～20年）を個別に見積り、当該期間にわたり均等償却を行っております。ただし、金額が僅少なものについては、発生年度に全額償却しております。

(8)収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①国内、海外卸売 当社グループは、国内・海外卸売事業において、紙・板紙・関連商品の販売及び情報サービス事業等を行っており、商品の受渡しという履行義務を有しております。このような取引は、主に国内卸売においては商品出荷時、海外卸売においては契約上の受渡し条件を充足することで、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。なお、一部の取引については、財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配することを当社及び連結子会社の履行義務(代理人取引)として識別しており、その判定には責任、在庫リスク、価格裁量権の3要素を考慮しております。代理人として取引を行っているものについては、取引価格を、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しております。

②製紙加工 当社グループは、製紙加工事業において、製紙及び紙・板紙・関連商品の加工等を行っており、製品の受渡しという履行義務を有しております。このような取引は、主に製品出荷時に履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認

識しております。

③環境原材料

当社グループは、環境原材料事業において、古紙・パルプ等原材料の販売、総合リサイクル、及び再生可能エネルギーによる発電事業等を行っており、財またはサービスの受渡しという履行義務を有しております。このような取引は、主に商品の出荷時や顧客が検収した時点で履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。なお、一部の取引については、財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配することを当社及び連結子会社の履行義務(代理人取引)として識別しており、その判定には責任、在庫リスク、価格裁量権の3要素を考慮しております。代理人として取引を行っているものについては、取引価格を、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

1. のれんの回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	3,783百万円
-----	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんは、企業買収により取得した子会社の将来の超過収益力として連結貸借対照表に計上され、当社グループはその効果の及ぶ期間にわたり均等償却しております。のれんの回収可能性については、子会社の業績や事業計画等を基に判断を行っておりますが、将来において当初想定した超過収益力が見込めなくなった場合には、のれんの減損損失が計上される可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	96,842百万円
無形固定資産(のれんを除く)	2,814百万円
減損損失	190百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損損失は、当社グループが保有する資産のうち、減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額または使用価値)まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度末において、固定資産の減損の兆候ありと識別した段ボール製造事業の連結子会社1社に関して、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。

なお、北米の連結子会社1社について、事業停止の意思決定に伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことから、減損損失185百万円を計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会等により承認された事業計画を基礎としており、当該事業計画は、市場動向や生産計画等について合理的な仮定を置いて算定しております。これらの仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合には、固定資産の減損損失が計上される可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	2,795百万円
繰延税金負債	5,512百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の評価に際し、課税主体ごとに将来の課税所得を合理的に見積り、将来課税所得を減算できる可能性が高いものに限って繰延税金資産を認識しております。繰延税金資産の回収可能性は毎連結会計年度末日に見直し、課税所得の実現が見込めないと判断される部分について減額しております。

ただし、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提条件や仮定が変化した場合には繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

Ⅲ. 追加情報

(公正取引委員会の立入検査について)

当社は、2023年4月に、独立行政法人国立印刷局を発注者とする再生巻取用紙の入札に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、2024年3月に独占禁止法第3条（不当な取引制限）の規定に違反する行為を行っていたと認定されました。

当社は、同委員会に対して課徴金減免制度の適用申請を行い、過去の違反行為を自主的に申告するとともに、同委員会による調査に全面的に協力したことにより、排除措置命令及び課徴金納付命令のいずれも受けておりませんが、本件に関与していた事態を厳粛かつ真摯に受け止め、再発防止策を着実に実施するとともに、コンプライアンスの一層の徹底を図ってまいります。

Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	45,368百万円
売掛金	98,081百万円

2. 流動資産「その他」のうち、契約資産の金額は、以下のとおりです。

契約資産	228百万円
------	--------

3. 流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は、以下のとおりです。

契約負債	631百万円
------	--------

4. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) プロジェクト・ファイナンスに係る担保資産及び担保に係る債務

① 連結会社に係る担保資産及び担保に係る債務

連結子会社(株)エコパワー J P のプロジェクト・ファイナンスにあたり、同社の事業資産及び当社が所有する同社株式を担保に供しております。

このうち、連結貸借対照表に計上されているものの残高は次のとおりです。

担保に供している資産

事業資産 6,615百万円

担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 443百万円

長期借入金 3,296百万円

計

3,739百万円

② 連結会社以外に係る担保資産

当社は、連結会社以外の関係会社等の投資先太陽光発電会社のプロジェクト・ファイナンスにあたり、当社が所有する投資先発行株式を担保に供しております。

担保に供している資産

投資有価証券 34百万円

(2) その他の担保資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金 2,411百万円

受取手形及び売掛金 20,677百万円

棚卸資産 10,175百万円

その他(流動資産) 545百万円

建物及び構築物 2,773百万円

機械装置及び運搬具 4,290百万円

工具、器具及び備品 131百万円

土地 5,423百万円

建設仮勘定 6百万円

その他(無形固定資産) 778百万円

計

47,210百万円

担保に係る債務

短期借入金 4,502百万円

1年内返済予定の長期借入金 731百万円

長期借入金 3,108百万円

計

8,340百万円

5. 有形固定資産の減価償却累計額

94,130 百万円

6. 保証債務及び手形遡求債務等

(1) 保証債務

連結会社以外の会社等の銀行借入等584百万円に対して、債務保証を行っております。

(2) スポンサー・サポート契約

当社は、連結会社以外の関係会社等の投資先太陽光発電会社のプロジェクト・ファイナンスにあたり、スポンサー・サポート契約を締結しております。

(3) 手形遡求債務

輸出信用状付荷為替手形銀行間未決済残高 637百万円

V. 連結損益計算書に関する注記

売上収益のうち、顧客との契約から生じる収益の額

売上収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、VII. 収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報に記載しております。

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

発行済株式数 15,021,551株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通 株式	833	60	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年11月8日 取締役会	普通 株式	903	65	2023年9月30日	2023年12月1日
計		1,736			

(注) 1 2023年5月15日取締役会決議に基づく配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

2 2023年11月8日取締役会決議に基づく配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2024年5月10日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	815百万円
② 1株当たり配当額	65円
③ 配当の原資	利益剰余金
④ 基準日	2024年3月31日
⑤ 効力発生日	2024年6月27日

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式

27,983株

VII. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント					合計 (百万円)
	国内卸売 (百万円)	海外卸売 (百万円)	製紙加工 (百万円)	環境原材料 (百万円)	不動産賃貸 (百万円)	
売上収益						
顧客との契約から 生じる収益	196,359	260,104	50,051	23,641	—	530,155
その他の収益	—	—	—	—	4,075	4,075
外部顧客への売上収益	196,359	260,104	50,051	23,641	4,075	534,230

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項および連結の範囲または持分法の適用の範囲の変更に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (8) 収益及び費用の計上基準に記載の通りです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の顧客との契約から生じる収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	139,528
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	143,449
契約資産 (期首残高)	168
契約資産 (期末残高)	228
契約負債 (期首残高)	344
契約負債 (期末残高)	631

契約資産は主に、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であり、連結貸借対照表上、流動資産のその他に含まれております。

契約負債は主に、製品の引渡し前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

なお、当連結会計年度期首における契約負債残高は概ね当連結会計年度に収益に振り替えられており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入や社債発行によって行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの取引稟議規程に従い、取引先ごとの販売動向及び信用状況について常に細心の注意を払うとともに、主な取引先の与信状況を月ごとに把握する体制としております。外貨建ての営業債権については、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に事業上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されており、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主にグループ企業の設備投資や投融資に係る資金調達であります。資金調達に係る流動性のリスクに関しては、当社グループは各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。また、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用して支払利息の固定化を行っております。

デリバティブ取引は、前述の外貨建営業債権債務に係る為替の変動リスク及び変動金利の長期借入金の一部に係る金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的としたものであります。デリバティブ取引の執行・管理については、職務権限を定めた社内規程に従って行っており、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	29,821	29,821	—
資産計	29,821	29,821	—
(1) 1年内返済予定の長期借入金	4,206	4,191	△14
(2) 1年内償還予定の社債	20,000	18,933	△1,067
(3) 社債	10,000	8,646	△1,354
(4) 長期借入金	14,357	14,473	117
(5) リース債務	2,276	2,265	△11
(6) 長期リース債務	8,681	8,399	△282
負債計	59,520	56,908	△2,612
デリバティブ取引 ※	△260	△260	—

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しております。

(注1) デリバティブ取引に関する事項

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	10,128

これらについては、「資産(1)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	29,821	—	—	29,821
資産計	29,821	—	—	29,821
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△287	—	△287
金利関連	—	26	—	26
負債計	—	△260	—	△260

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の 長期借入金	—	4,191	—	4,191
1年内償還予定の社債	—	18,933	—	18,933
社債	—	8,646	—	8,646
長期借入金	—	14,473	—	14,473
リース債務	—	2,265	—	2,265
長期リース債務	—	8,399	—	8,399
負債計	—	56,908	—	56,908

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定の社債を含む）

当社グループの発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）、リース債務、長期リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

Ⅸ. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社は、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸のオフィスビル、住宅、倉庫及び駐車場等の不動産を所有しているとともに、事業用に所有している不動産の一部を賃貸しております。このほか、遊休不動産を所有しております。

なお、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			期末時価
	期首残高	期中増減額	期末残高	
賃貸等不動産	24,597	△485	24,112	71,769

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度の主な増加は不動産の取得(572百万円)であり、減少は減価償却によるものであります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

Ⅹ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 10,355円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 788円61銭 |

Ⅺ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

〔 2023年4月1日から
2024年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	16,649	15,241	381	15,622	3,850	530	16,700	31,205	52,284	△4,908	79,647
事業年度中の変動額											
買換資産圧縮積立金の取崩						△15		15	—		—
剰余金の配当								△1,736	△1,736		△1,736
当期純利益								5,052	5,052		5,052
自己株式の取得										△6,989	△6,989
自己株式の処分			41	41						262	302
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	41	41	—	△15	—	3,331	3,316	△6,728	△3,371
当期末残高	16,649	15,241	422	15,663	3,850	515	16,700	34,536	55,600	△11,636	76,276

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,061	△6	6,055	76	85,777
事業年度中の変動額					
買換資産圧縮積立金の取崩					—
剰余金の配当					△1,736
当期純利益					5,052
自己株式の取得					△6,989
自己株式の処分					302
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,422	△4	4,418	—	4,418
事業年度中の変動額合計	4,422	△4	4,418	—	1,047
当期末残高	10,483	△10	10,473	76	86,825

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員（専務及び常務並びに上席執行役員を含む）に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- (4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生時の事業年度において一括費用処理しております。
- (5)役員株式給付引当金 株式交付規程に基づく役員（専務及び常務並びに上席執行役員を含む）に対する当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
6. 繰延資産の処理方法 社債発行費は、償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。
7. 収益及び費用の計上基準 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- ①国内、海外卸売 当社は、国内・海外卸売事業において、紙・板紙・関連商品の販売及び情報サービス事業等を行っており、商品の受渡しという履行義務を有しております。このような取引は、主に国内卸売においては商品出荷時、海外卸売においては契約上の受渡し条件を充足することで、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。なお、一部の取引については、財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配することを当社の履行義務(代理人取引)として識別しており、その判定には責任、在庫リスク、価格裁量権の3要素を考慮しております。代理人として取引を行っているものについては、取引価格を、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しております。
- ②環境原材料 当社は、環境原材料事業において古紙・パルプ等原材料の販売等を行っており、商品の受渡しという履行義務を有しております。このような取引は、主に商品の出荷時に履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。なお、一部の取引については、財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配することを当社の履行義務(代理人取引)として識別しており、その判定には責任、在庫リスク、価格裁量権の3要素を考慮しております。代理人として取引を行っているものについては、取引価格を、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しております。

8. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。為替予約等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を行っております。

II. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	45,621百万円
関係会社株式評価損	424百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、市場価格のない株式については、個々の銘柄の1株当たり簿価純資産額が帳簿価額を50%以上下回っている場合及び保有資産に大幅な含み損がある場合について、当該会社の資産の時価額を加味及び業績見通し等を勘案したうえで減損処理の要否を判断しております。

また、関係会社株式の減損判定の基礎となる実質価額の算定にあたっては、企業買収により取得した会社の純資産額に超過収益力が加味されることがあります。超過収益力は子会社の業績や事業計画等を基に判断を行っておりますが、将来において当初想定していた超過収益力が見込めなくなった場合には、相当の評価損を計上する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	一百万円
繰延税金負債	2,443百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産の回収可能性の評価に際し、将来の課税所得を合理的に見積り、将来課税所得を減算できる可能性が高いものに限って繰延税金資産を認識しております。繰延税金資産の回収可能性は毎事業年度末に見直し、課税所得の実現が見込めないと判断される部分について減額しております。

ただし、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提条件や仮定が変化した場合には繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

Ⅲ. 追加情報

(公正取引委員会の立入検査について)

当社は、2023年4月に、独立行政法人国立印刷局を発注者とする再生巻取用紙の入札に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、2024年3月に独占禁止法第3条(不当な取引制限)の規定に違反する行為を行っていたと認定されました。

当社は、同委員会に対して課徴金減免制度の適用申請を行い、過去の違反行為を自主的に申告するとともに、同委員会による調査に全面的に協力したことにより、排除措置命令及び課徴金納付命令のいずれも受けておりませんが、本件に関与していた事態を厳粛かつ真摯に受け止め、再発防止策を着実に実施するとともに、コンプライアンスの一層の徹底を図ってまいります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保に係る債務

プロジェクト・ファイナンスに係る担保資産

当社は、関係会社等の投資先太陽光発電会社のプロジェクト・ファイナンスにあたり、当社が所有する投資先発行株式を担保に供しております。

担保に供している資産

投資有価証券	5百万円
関係会社株式	<u>2,429百万円</u>
計	<u>2,434百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 13,449百万円

3. 保証債務等

(1)保証債務

当社は次の関係会社の銀行借入等に対して、債務保証を行っております。

Premier Paper Group Limited	9,853百万円
Japan Pulp & Paper(U.S.A.)Corp.	8,518百万円
PT Oriental Asahi JP Carton Box (株)野田バイオパワー J P	4,110百万円 2,526百万円
Ball & Doggett Group Pty Ltd	1,910百万円
Japan Pulp & Paper(Shanghai)Co., Ltd.	1,184百万円
OVOL Malaysia Sdn. Bhd.	693百万円
Tai Tak Paper Co., Ltd.	478百万円
OVOL Singapore Pte.Ltd.	373百万円
Japan Pulp & Paper Co., (H.K.)Ltd.	338百万円
Japan Pulp & Paper(M)Sdn. Bhd.	270百万円
松江バイオマス発電(株)	193百万円
その他	<u>151百万円</u>
計	<u>30,598百万円</u>

(2) スポンサー・サポート契約

当社は、関係会社等の投資先太陽光発電会社のプロジェクト・ファイナンスにあたり、スポンサー・サポート契約を締結しております。

(3) 手形遡求債務

輸出信用状付荷為替手形銀行間未決済残高 637百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	23,704百万円
長期金銭債権	2,416百万円
短期金銭債務	9,900百万円
長期金銭債務	103百万円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上収益	12,923百万円
売上原価	8,521百万円
営業取引以外の取引	3,343百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

自己株式数(信託が保有する自社の株式数を含む) 2,684,142株

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式	3,493百万円
投資有価証券	1,543百万円
賞与引当金	463百万円
退職給付引当金	227百万円
貸倒引当金	124百万円
その他	<u>1,157百万円</u>
繰延税金資産小計	7,006百万円
評価性引当額	<u>△5,256百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>1,750百万円</u>

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△3,285百万円
土地	△580百万円
買換資産圧縮積立金	△227百万円
その他	△101百万円
繰延税金負債合計	<u>△4,193百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>△2,443百万円</u>

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	J Pコアレックス ホールディングス(株)	所有 直接 67.0%	資金貸付 役員の兼任等	資金の貸付	7,101	短期貸付金	4,871
				利息の受取	143	—	—
子会社	福田三商(株)	所有 直接100.0%	資金貸付 役員の兼任等	資金の貸付	2,490	短期貸付金	3,668
				利息の受取	12	—	—
子会社	Premier Paper Group Limited	所有 間接100.0%	債務保証 役員の兼任等	債務保証	9,853	—	—
子会社	Japan Pulp & Paper(U.S.A.)Corp.	所有 直接100.0%	債務保証 役員の兼任等	債務保証	8,518	—	—
子会社	PT Oriental Asahi JP Carton Box	所有 直接 80.0%	債務保証 役員の兼任等	債務保証	4,110	—	—
子会社	(株)野田バイオパワー J P	所有 直接 87.0%	債務保証 役員の兼任等	債務保証	2,526	—	—

(注) 1 上記取引のうち消費税等の課税対象取引に係る債権・債務につきましては、消費税等を含めて表示しております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

J Pコアレックスホールディングス(株)及び福田三商(株)への貸付金の金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。資金の貸付にかかる取引金額のうち短期貸付金については、期中平均残高を記載しております。

Premier Paper Group Limited、Japan Pulp & Paper(U.S.A.)Corp.、PT Oriental Asahi JP Carton Box、及び(株)野田バイオパワー J Pに対する債務保証は、銀行借入等に対して行ったものであります。なお、保証料率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社名	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主（会社等）が議決権の過半数を所有している会社等	王子製紙㈱	－	商品の購入	紙類等の購入	51,920	買掛金	15,456
主要株主（会社等）が議決権の過半数を所有している会社等	王子エフテックス㈱	－	商品の購入	紙類等の購入	6,875	買掛金	3,151
主要株主（会社等）が議決権の過半数を所有している会社等	王子マテリア㈱	被所有 直接 0.0%	商品の購入	段ボール原紙等の購入	34,050	買掛金	13,732
主要株主（会社等）が議決権の過半数を所有している会社等	森紙販売㈱	被所有 直接 0.1%	商品の販売	段ボール原紙等の販売	7,138	電子記録債権	950
						売掛金	666

(注) 1 上記取引のうち消費税等の課税対象取引に係る債権・債務につきましては、消費税等を含めて表示しております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

王子製紙㈱及び王子エフテックス㈱からの紙類等の購入、王子マテリア㈱からの段ボール原紙等の購入、森紙販売㈱への段ボール原紙等の販売については、価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して双方協議の上で決定しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 7,031円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 384円03銭 |

X. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 7. 収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XII. その他の注記

該当事項はありません。